

ご寄附を申し込まれる方へ

当院では、社会福祉事業促進のためご寄附をお受けしております。いただいた寄附金については当法人が行う下記の事業に使わせていただきます。

- 社会福祉事業（生活困窮者への医療提供）
- がん診療支援事業
- 救急医療支援事業
- 医療人材育成事業 等

当院は社会福祉法人のため、寄附金は
税制上の優遇措置が受けることができます。



済生会新潟第二病院

寄附金における税制

個人の方

①平成23年度税制改正により、所得税に係る寄附金控除が、「所得控除」方式と「税額控除」方式の選択が可能となりました。

※弊会への寄附については、平成23年11月1日付で厚生労働大臣から「税額控除」適用法人としての証明を受けましたことにより、従来の所得控除とは別に、税額控除制度の適用を受けることが可能となりました。
(詳細次頁)

②個人住民税(県民税・市町村税)

(寄附金額－2,000円)×10%が軽減

寄附金における税制

個人の方

A. 所得控除方式 (これまでの方式; 所得税法第78条)

$$(\text{所得金額} - \text{所得控除額} (\ast 1)) \times \text{税率} = \text{税額}$$

※1 寄附金額(※2) - 2,000円 = 所得控除額

※2 控除を受けられる寄附金額は年間総所得金額等の40%が上限です。

B. 税額控除方式 (新方式; 租税特別措置法第41条)

$$\text{税額} - \text{税額控除額} (\ast 1)$$

※1 (寄附金額(※2) - 2,000円) × 40% = 税額控除額 (所得税額の25%相当が限度です。)

※2 控除を受けられる寄附金額は年間総所得金額等の40%が上限です。

★税金の控除手続きに関するご不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

寄附金における税制

法人の方

- 法人税法第37条(寄附金の損金不算入)

法人税は一般寄附金の損金算入限度額

(資本金等の金額 × 当期の月数 ÷ 12 × 2.5 ÷ 1000
+ 事業年度所得金額 × 2.5 ÷ 100) ÷ 2に加えて、

(資本金等の金額 × 当期の月数 ÷ 12 × 2.5 ÷ 1000
+ 事業年度所得金額 × 5.0 ÷ 100) ÷ 2

の合計額を損金として経理処理できます。

★詳細につきましては、最寄りの税務署や税理士等にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

ご寄附の方法について

- ① 寄附金お申し込みについて当院の経理課へご連絡ください
(連絡先は次頁に記載)
- ② 当院より、申込書等ご案内をお送りいたします
- ③ 申込書にご記載いただき、返信用封筒でご返送ください
- ④ 案内に記載された振込先口座にお振り込みください



お申し込み及びお問い合わせ窓口

済生会新潟第二病院 経理課

- 電話番号 025-233-6161(代表)
- Fax番号 025-233-8880
- E-mail keiri@ngt.saiseikai.or.jp

※お電話の場合は、平日9時～17時の間
お願いいたします。